

事務連絡
令和4年1月27日

国土交通省

北海道開発局 河川計画課長補佐 殿
地域事業管理官 殿
各地方整備局 河川計画課長 殿
地域河川課長 殿

内閣府

沖縄総合事務局 河川課長 殿
低潮線保全官 殿
林務水産課長 殿

林野庁

各森林管理局 治山課長 殿

各都道府県

砂防事業担当課長 殿
治山事業担当課長 殿

国土交通省

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課土砂災害防止技術推進官
保全課土砂・洪水氾濫対策官

林野庁

森林整備部治山課施設計画班担当課長補佐
施設実行班担当課長補佐
国有林野部業務課治山班担当課長補佐

流域治水の考え方に基づいた流域流木対策の推進について

流木を伴う災害が多発していることに鑑み、砂防事業と治山事業の連携により一体的かつ集中的な流木災害防止対策を行う「総合的な流木災害防止対策」を平成18年度より実施しているところですが、この度「気候変動を踏まえた水害対策のあり方について」（令和2年7月社会資本整備審議会答申）を踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の考え方に基づいて水災害対策を推進することとなったことから、これまでの「総合的な流木災害防止対策」を発展させ、林野事業と砂防事業が連携して流域全体の流木被害を防止・軽減する「流域流木対策」（以下、「本対策」という。）を推進することとしました。これに伴い

「流域流木対策実施要領」を策定しましたので、本対策の推進に当たっては今後本要領に基づき実施されるようお願いいたします。

本対策は、「総合的な流木災害防止対策」について（平成18年12月11日付け事務連絡）を踏まえ、「流域治水」の考え方により、対策に係る連携を一層強化・発展させるものであり、今後は、流木量の定量把握手法の確立や対策に係る技術開発等に向けた試行的な取組も含めて「流域流木対策実施要領」に基づいた流木対策について積極的に取組んでいただくようお願いいたします。

なお、本対策はこれまでの「総合的な流木災害防止対策」の考え方を変更するものではなく、「砂防事業と治山事業の連携の強化について」（平成10年4月6日付け建設省砂防課長、傾斜地保全課長、林野庁治山課長、業務第一課長連名通知）を踏まえて行うものであり、「砂防事業と治山事業の取扱について」（昭和38年12月7日付け建設省河川局長、林野庁長官連名通知）の事業区分の考え方を変更するものではないことを申し添えます。

(別添)

流域流木対策実施要領

1 目的

流域治水の考え方に基づき、各流域において、想定される流木量を定量的に扱った統一の計画により、林野事業と砂防事業が連携してそれぞれの事業を一体的に実施することで、対象流域における流木被害を防止・軽減することを目的とする。

2 対象流域

流域流木対策を実施する流域は、山腹崩壊、土石流、土砂・洪水氾濫等に伴う流木被害が発生するおそれのある流域で、林野事業と砂防事業が連携して対策を実施する必要がある流域とする。

3 実施内容

保安林整備や治山ダム等による流木発生抑制、透過型砂防堰堤や流木止工等の流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

① 対象流域の設定

各種調査により、山腹崩壊、土石流、土砂・洪水氾濫等に伴う流木被害が発生するおそれのある流域を把握し、その情報を両者で共有し、それぞれの事業予定箇所を鑑みて対象流域を設定する。

② 対象流域における流木の整備目標の設定

流域の大きさや保全対象の状況を鑑み、対象流域における流木の整備目標を設定する。

③ 流木発生ポテンシャル調査

対象流域における流木量を定量的に扱うことを目的とし、航空レーザー測量等により流木となり得る倒木及び立木の構成を把握する。調査は林務部局と砂防部局で協同して行い調査結果は両者で共有する。

④ 計画策定と計画に基づく事業の推進

対象流域における流木の整備目標を達成するための計画を策定する。

林務部局は治山対策等の計画を策定し、流木の整備量を定量的に設定する。

砂防部局は砂防基本計画のうち「土石流・流木対策計画」「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画」「火山砂防計画（流木対策を含む計画）」等を策定し、これに基づく砂防施設配置計画を策定し、流木の整備量を定量的に設定する。

策定した計画は両者で共有し、双方の計画に反映し、相互に連携する。

策定した計画に基づきそれぞれの事業を推進し、事業の進捗状況は両者で共有する。

4 実施計画の策定

「総合的な流木災害防止対策要領（案）」で定められた実施計画の様式を活用し、事業箇所名、実施方針、事業概要を記載した実施計画及び事業計画図（治山対策等と砂防施設の整備の内容が分かるもの）を作成する。

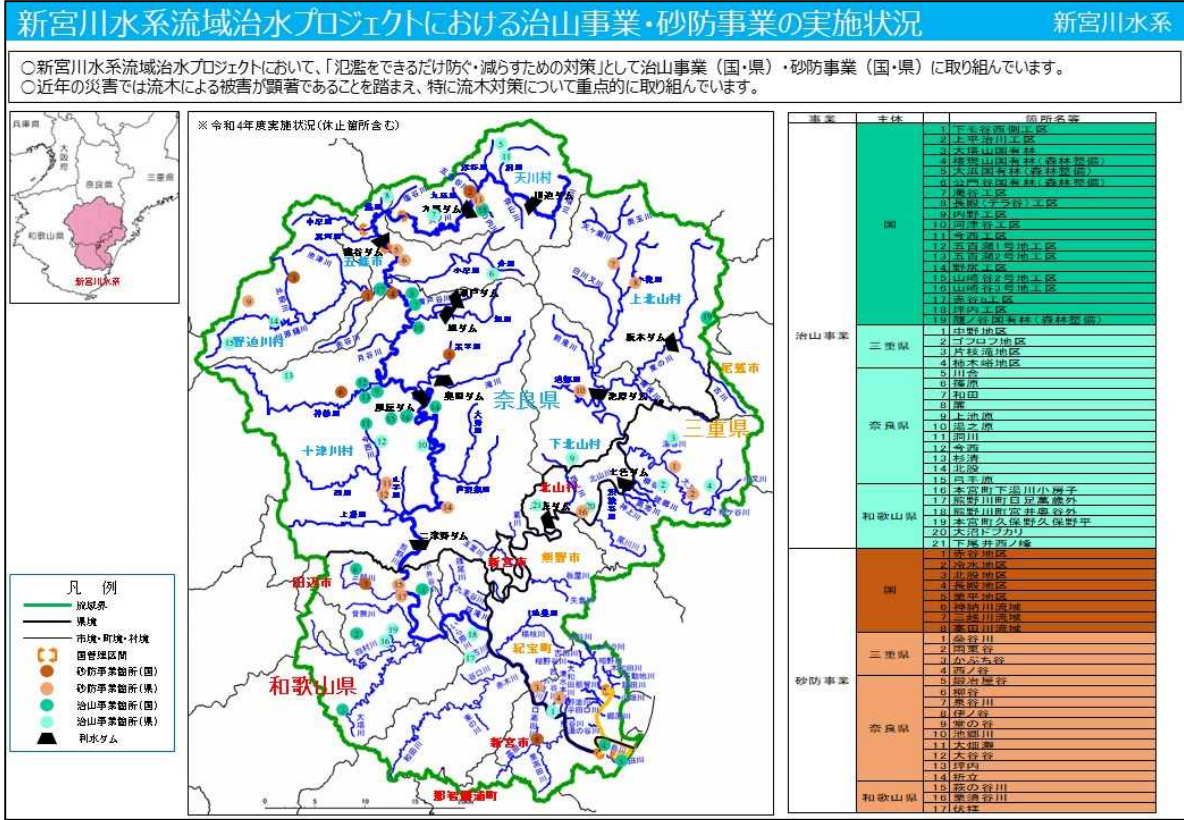
5 調整のための会議と流域治水プロジェクトへの反映

流域流木対策に関する調整は砂防治山連絡調整会議において行う。また、流域流木対策を流域治水プロジェクトの一環として行う流域においては、連携および対策の内容を当該流域における流域治水協議会に報告し、当該流域の流域治水プロジェクトに反映させる。

流域流木対策に向けた取り組み事例

新宮川水系流域治水プロジェクトにおける治山事業・砂防事業の実施状況

同一水系内で実施している治山事業（国・県）・砂防事業（国・県）を可視化するとともに、流木対策について特に重点的に取り組んでいることを示すための資料を作成しています。



流域流木対策に向けた取り組み事例

砂防事業と治山事業の技術交流会の開催（紀伊山系直轄砂防管内）

紀伊半島大水害後、紀伊半島では関係する国・県の機関により早期の復旧を図るため、事業を推進していることから、治山・砂防それぞれの事業現場の見学会を行い、双方の事業への理解を深めています。

「砂防事業と治山事業の技術交流会」を開催しました



平成23年の紀伊半島大水害で発生した甚大な被害からの早期の復旧を図るため、紀伊半島では関係する国の機関および地方自治体が連携しながら、砂防事業および治山事業を実施してきました。各機関でこれまでに実施してきた事業現場の交流を行うことで、各事業の円滑な推進と担当者の技術力向上を図るとともに、今後【流域治水】の枠組みの中でどのように連携できるかをお互いが考えるきっかけとなるよう、砂防事業と治山事業の技術交流会を和歌山県内にて開催しました。※今後は奈良県内でも開催する予定です。

<開催日>
令和4年10月5日（水）～6日（木）

<開催場所>
和歌山県内における国有林直轄治山事業実施箇所（紀伊田辺地区）
和歌山県内における直轄砂防事業実施箇所（熊野地区・那智川地区）

<参加機関>

国土交通省 近畿地方整備局 紀伊山系砂防事務所
国土交通省 近畿地方整備局 大規模土砂災害対策技術センター
林野庁 近畿中国森林管理局 治山課
林野庁 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所
林野庁 近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署
奈良県 県土マネジメント部 砂防・災害対策課
奈良県 水循環・森林・景観環境部 森林資源生産課
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 砂防課
和歌山県 土砂災害啓発センター
和歌山県 農林水産部 森林・林業局 森林整備課
計35名



各機関での取組紹介
大規模土砂災害対策技術センターにおける研究活動、林野庁におけるDXを活用した取組、和歌山県における防災教育などを議題として意見交換を行いました。



「砂防事業と治山事業の技術交流会（第2回）」を開催しました



平成23年の紀伊半島大水害で発生した甚大な被害からの早期の復旧を図るため、紀伊半島では関係する国の機関および地方自治体が連携しながら、砂防事業および治山事業を実施してきました。各機関でこれまでに実施してきた事業現場の交流を行うことで、各事業の円滑な推進と担当者の技術力向上を図るとともに、今後【流域治水】の枠組みの中でどのように連携できるかをお互いが考えるきっかけとなるよう、砂防事業と治山事業の技術交流会を奈良県内にて開催しました。

<開催日>
令和5年1月11日（水）～12日（木）

<開催場所>
奈良県内における国有林直轄治山事業実施箇所（十津川地区）
奈良県内における直轄砂防事業実施箇所（赤谷地区・冷水地区）
奈良県内における補助砂防事業実施箇所（坪内地区）

<参加機関>

林野庁 近畿中国森林管理局 治山課
林野庁 近畿中国森林管理局 三重森林管理署
林野庁 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所
林野庁 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所
林野庁 近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署
国土交通省 近畿地方整備局 河川計画課
国土交通省 近畿地方整備局 地域河川課
国土交通省 近畿地方整備局 紀伊山系砂防事務所
国土交通省 近畿地方整備局 大規模土砂災害対策技術センター
奈良県 水循環・森林・景観環境部 森林資源生産課
奈良県 県土マネジメント部 砂防・災害対策課
和歌山県 農林水産部 森林・林業局 森林整備課
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 砂防課
和歌山県 土砂災害啓発センター
計48名



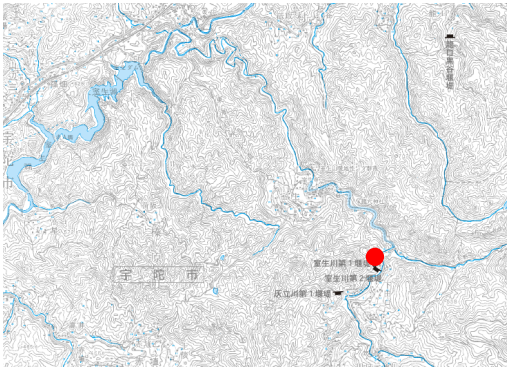
意見交換会
業務遂行にあたっての用地に関する課題や長寿命化に関する課題、流域治水に関する取り組みなどについて意見交換を行いました。



流木が発生するおそれのある溪流に整備された不透過型砂防堰堤に流木捕捉工を整備することで、流木捕捉機能を付加します。

【堰堤名】室生川第1砂防堰堤（奈良県宇陀市）

【概要】2003年（平成15年）3月に竣工した不透過型堰堤に流木捕捉機能を付加するため、本年度工事にて流木捕捉工を整備しました。



災害から命を守る防災教育 ～曾爾村の地元小学生に出前講座を実施しました～

～ 木津川上流河川事務所・紀伊山系砂防事務所・大規模土砂災害対策技術センター～

昭和34年(1959年)9月の伊勢湾台風では、曾爾村でも多大な被害が発生しました。その後、木津川上流において砂防施設の整備が進められ今日に至っています。

曾爾小中学校より、「土砂災害に加え、河川災害についても学びたい。」とのご要望を受け、今回の出前講座は木津川上流河川事務所と合同で行いました。河川の災害、土砂崩れの種類やメカニズム、机上での避難経路の確認やドローン調査の体験等を通じて、「自らの命は自らで守ること」の大切さを知っていただきました。

<開催日>

令和4年7月7日(木) 10:40～12:20

<開催場所>

曾爾小中学校(奈良県宇陀郡曾爾村小長尾900)

<参加者>

曾爾小中学校4年生 8名

曾爾小中学校



① まずは災害について学ぼう

国土交通省のお仕事や土砂災害、ハザードマップや避難の大切さをわかりやすく説明しました。クイズ形式を盛り込むことで、興味を持って参加してくれました。

木津川上流河川事務所は川の防災や避難について説明



紀伊山系砂防事務所は土砂災害の恐ろしさを説明



② 机上で避難訓練をしてみよう

曾爾村周辺の地図を使って、避難ルートや避難所の場所をみんなで意見を出し合い、確認しました。



③ ドローン調査を体験しよう

実際にドローンを飛行させて、人が近づけない場所での調査方法を説明しました。



今回使用したドローン

実際にドローンを飛ばしてみました



ドローン →



← ドローン



最後はみんなで記念撮影です！

生徒さんの感想

- 普段通っている道路でも崖崩れが起こるかもしれないことが分かりました。
- 今日勉強したことを休みの日に家族とお話しようと思います。

【問い合わせ先】 国土交通省 近畿地方整備局 紀伊山系砂防事務所 調査課(砂防関係)

木津川上流河川事務所 調査課(河川関係)

〒637-0002 奈良県五條市三在町1681 TEL 0747-25-3111(代)

